

1 指定事業者等の参入促進について

支援費制度においては、利用者がサービスを選択できるためのサービス提供体制の整備が極めて重要である。基本的には知事等が指定した事業者がサービスを提供することとなることから、次のような方法等により積極的に事業者から申請がなされるよう、必要なサービス提供体制の整備につき特段の配慮をお願いしたい。

介護保険事業者として指定を受けている事業者や関係団体への制度の周知や申請勧奨（介護保険事業者が実施する場合の居宅介護の特例要件などを強調・・・別紙例参照）

申請方法や申請書のホームページへの掲載

円滑な指定手続きの実施

なお、各市町村においては、管内のサービス供給体制の整備の観点から、地域に指定事業者がない等の場合には、積極的に基準該当事業者の参入を図るなどの対応をとられたい。また、支援費制度移行後、従前に比べて利用者に対するサービスの提供が低下しないよう十分配慮されたい。